

分譲申し込みから住宅建築まで

申し込み～分譲決定

- ・分譲申し込みは所定の用紙（分譲申込書）に記入のうえ、**入居予定者全員の住民票（本籍、続柄が表示されているもの）を添えて横手市役所十文字庁舎内 十文字地域課⑥番窓口**までご提出ください。
- ・**名義を個人にするのか共有にするのか**についてお知らせください。
- ・区画に関しては申し込み先着順となっております。
- ・申し込みを受けて審査、選考のうえ分譲が決定されると、分譲決定通知が送付されます。

契約の締結

- ・分譲決定通知の日から**15日以内**に契約を締結することとなります。
- ・**売買契約締結時には、売買価格の10%を契約保証金として納付していただきます**（契約保証金は土地代金に充当します）。
- ・土地代金の残額（契約保証金を除いた90%分）は次の何れかにより納付してください。
【一括払い】 …… 契約締結の日から3ヶ月以内に納付。
【分割払い】 …… 契約締結の日から3ヶ月以内に代金の50%以上（契約保証金10%を含む）を納付、残額を、1年を経過して2年以内に納付。この場合、代金の残額には年利3.0%の利息を付すものとし、契約締結の日から残額納付期限までの利息を日割り計算で算出するものとする。

※一括払いと分割払い、どちらにするか分譲申込書提出時にお知らせください。

所有権移転登記

- ・土地代金が全額納付された後に、市が司法書士に所有権移転登記を囑託します（**登録免許税等、移転登記に係る費用はお客様の負担となります**）。
- ・土地の**所有権移転登記後に土地の引渡し**を致します。

住宅の建築等

- ・「契約後●年以内」という建築期限はありませんが、住宅の建築計画を進めてくださるようお願い致します。ただし、**工事の着工等は土地の引渡し後**となります。
- ・建築基準法第69条及び横手市建築協定条例に基づき、ニュータウン宝竜の区域については「建築協定」が定められておりますので、**住宅の建築にあたっては協定の内容を遵守していただきます**。
- ・契約締結から10年間は、売買・贈与等による所有権移転や、質権・使用貸借等による権利の設定は禁止されています（住宅資金調達に必要な権利設定はこの限りではありません）。
- ・着工前に建築確認申請書の提出が必要です。同時に「**建築協定に基づく届出書**」を**十文字地域課に提出**してください。